

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ヒマラヤ		コード	7514
提出日	2023/10/31	異動（予定）日	2022/11/29	
独立役員届出書の提出理由	2022年11月24日提出の独立役員届出書において、伏屋喜雄氏の記載が漏れていたため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	今井 美香	社外取締役	○														○		有
2	早川 三根夫	社外取締役	○														○		有
3	都筑 直隆	社外取締役	○														○		有
4	伏屋 喜雄	社外取締役															○		有
5	鈴木 友美	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		今井美香氏は、アメリカスポーツ医学会（ACSM）認定運動生理学者等の資格を保有しており、ウェルネスコンサルタントやスポーツメディカルコンディショニングトレーナーとして会社経営を行っております。それらの知見や国際経験は、今後の当社の業容拡大や中長期的な企業価値の創造において不可欠なものと考えております。また、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく当社独立性判断基準にも適合しており、公正かつ客観的な視点で意見をいただきたく、独立社外取締役に選任するものです。
2		早川三根氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、教育委員会において培った豊富な知識と経験、および文部科学省における消費者教育推進委員会等での活動経験を有していることから、当社のコーポレートガバナンスを、幅広い視点で適切に監督していただけるものと考えております。また、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく当社独立性判断基準にも適合しております。当社の企業価値向上のためには、より一層強化されたガバナンス体制の構築が必要であることより独立社外取締役に選任するものです。
3		都筑直隆氏は、経営コンサルティング会社の代表取締役社長であり、会社経営に関してアドバイザーとしての経験を有しているとともに、証券業界や不動産業界における豊富な経験に基づく高度な見識や、会計に関する相当程度の知見を有していることから、重要な意思決定において、貴重な意見をいただけるものと考えております。また、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく当社独立性判断基準にも適合しており、中期経営計画の達成には、客観的な視点での適切な監督が必要であることより、独立社外取締役に選任するものです。
4	伏屋喜雄は、株式会社中部人材センターの代表取締役であり、当社との間には、直前事業年度において850千円の取引があり、その内容は労務関係の相談料であります。また、伏屋喜雄が所長を務める伏屋社会保険労務士事務所と当社との間には、直前事業年度において7,000千円の取引があり、その内容は社会保険手続事務の委託料であります。当該取引は、当社独立性判断基準である過去3年間の平均で年間1,000万円以上の役員報酬以外の取引には該当いたしません。	伏屋喜雄は、社会保険労務士としての豊富な経験および会社経営者としての高度な見識を有していることから、当社の人事戦略における制度の改定等を適切に指導・監督いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。活力ある組織運営体制および当社の中長期的な企業価値に資するガバナンスの向上等を期待いたしております。
5		鈴木友美氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士資格を保有しており、自身の法律事務所を開所して活躍しております。今後の当社の業容拡大や中長期的な企業価値の創造の過程において、様々な課題の克服やリスクの回避が不可欠なものであり、法的な専門知識や経験を活かして適切な助言をいただけるものと考えております。また、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく当社独立性判断基準にも適合しております。公正かつ客観的な視点で意見をいただきたく、独立社外取締役に選任するものです。

4. 補足説明

<p>当社、独立性判断基準におきましては、以下に該当しない者としております。</p> <p>(1) 当社または当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する。）の業務執行者または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者</p> <p>(2) 当社グループを主要な取引先とする者（その直近事業年度における当社の年間連結売上高の10%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者）またはその業務執行者</p> <p>(3) 当社グループの法廷監査を行う監査法人に所属する者</p> <p>(4) 当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家</p> <p>(5) 当社グループの主要借入先もしくはその親会社またはそれらの業務執行者（当社グループの「主要借入先」とは、当社の借入先のうち、直近の事業年度における借入額が総借入額の10%以上の会社をいう。）</p> <p>(6) 過去5年間において上記（2）から（5）のいずれかに該当していた者</p> <p>(7) 上記（1）から（6）までに掲げる者の配偶者または二親等以内の親族</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。